

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	ガイド・ローラー	補本LPS-I842002	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年10月13日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用するC-2航空機への非自走車両搭載時に、貨物室後端の床面に設置してカーゴ・ウインチ・ケーブルの機体への接触防止に使用するガイド・ローラー（以下，“本装置”という。）の調達について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.2.1 LMT荷重（制限荷重）

航空機の運用中に加わることが予想される最大の荷重をいう。

#### 1.2.2 ULT荷重（終極荷重）

LMT荷重に安全率を乗じた荷重をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

#### 1.3.1 引用文書

##### a) 規格

NDS Z 8201 標準色

##### b) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

品 名	ガイド・ローラー
-----	----------

c) 法令等

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

2 製品に関する要求

2.1 設計条件

設計条件は、C&LPS-Y00007の2.1によるほか、次による。

- a) LMT荷重 490 kgf が作用した場合に、変形しない。
- b) ULT荷重 735 kgf が作用した場合に、破損しない。

2.2 構成

本装置の構成は、表1による。

表1-構成（1式あたり）

品 名	数量	単位
ガイド・ローラー	3	EA

2.3 材料・部品

材料及び部品は、C&LPS-Y00007の2.2によるものとし、細部は承認図面による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

- a) 構造・形状・寸法は、図1を基準とし、細部は承認図面とする。
- b) カargo・ウインチ・ケーブルがローラーから外れない。
- c) ローラーがスムーズに回転する。
- d) カargo・ウインチ・ケーブルとの接触に対し、耐摩耗性を有する。
- e) 本装置設置時に貨物室床面を保護するため、本装置底面にはベース（保護材及び使用中のずれ防止のための滑り止め。）を有する。
- f) 最大質量は1 EAあたり15 kgとする。

2.5 外観

外観は、ひび割れ及び傷等の欠陥があってはならない。

2.6 塗装

塗装は、ベースに対して行い、C&LPS-Y00007の2.3による。

塗装色は、NDS Z 8201 色番号3703-N6 灰色（1）とする。

2.7 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-Y00007の2.4による。

品 名	ガイド・ローラー
-----	----------

## 2.8 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は、DSP Z 9008の表1のcによる。

## 3 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき、実施する。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、商慣習とする。

## 5 その他

### 5.1 提出書類

#### 5.1.1 類別原資料

類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。

#### 5.1.2 取扱説明書

取扱説明書は、C&LPS-Y00007の4.1.2による。

#### 5.1.3 貴金属等管理資料

貴金属等管理資料は、C&LPS-Y00007の4.1.4による。

### 5.2 承認用図面

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3に基づき承認用図面（組立図とし、質量含む。）を作成のうえ契約締結後、速やかに契約担当官等に提出し承認を受ける。

### 5.3 現地調査

契約の相手方は、部隊において現地調査が必要な場合は契約締結後、速やかに要求元と調整のうえ契約担当官等に申請するものとする。

### 5.4 立入制限場所への立入

契約の相手方は、部隊等の長が定める立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

### 5.5 官側における支援

契約の相手方は、現地調査を実施するにあたり、官側の支援が必要な場合は、次の事項について官側と事前に調整したうえで、官側の支援を受けることが可能である。この場合、要求元と調整のうえ、契約担当官等に申請するものとする。

- a) 現地調査に使用する機体の準備
- b) 現地部隊が保有する器材等の使用
- c) 現地部隊における搬入器材の保管及び作業のための施設提供

品名	ガイド・ローラー
----	----------

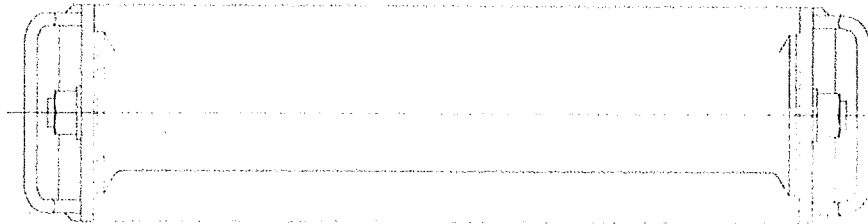
d) その他必要と認めた事項

#### 5.6 仕様書の疑義

契約の相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議する。

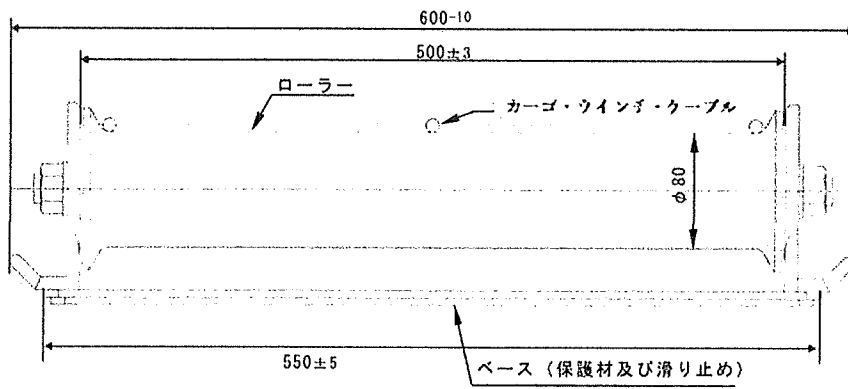
品名	ガイド・ローラー
----	----------

上面図



単位：mm

正面図



側面図

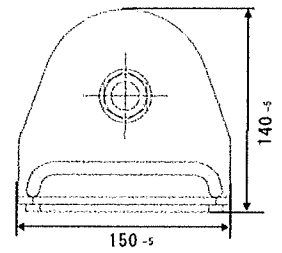


図1 ガイド・ローラー寸法